七　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四五の項を次のように改める。

四五	削除

第二項の表四六の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表五四の項及び五五の項を次のように改める。

五四	削除
五五	削除

八　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二五の項を次のように改める。

二五	削除

第二項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

九　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

第二項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除

第二項の表三七の項中「電力供給用」を「電気供給業務用」に改める。

十　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第二項の表二七の項を次のように改める。

二七	削除

十一　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

第二項の表二七の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表五一の項を次のように改める。

五一	削除

第二項の表五二の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十二　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

十三　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項から一九の項までを削る。

十四　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

十五　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十六　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

第二項の表四六の項を次のように改める。

四六	削除

第二項の表四七の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十七　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項及び三〇の項を次のように改める。

二九	削除
三〇	削除

第一項の表六五の項を次のように改める。

六五	削除